

令和3年9月24日

第3回指宿市農業委員会会議録

指宿市農業委員会

第3回指宿市農業委員会会議録

- 1 令和3年9月24日(金) 午後2時00分～
於：県南薩地域振興局指宿庁舎（3階会議室）

議事日程

- 報告第 1 号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 議案第 1 号 「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について
(所有権移転分)
(利用権設定分)
- 議案第 2 号 「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について
- 議案第 3 号 農業振興地域整備計画の一部計画変更（用途区分変更・除外・~~編入~~）申出の意見決定について
- 議案第 4 号 「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定について
- 議案第 5 号 「農地法第5条の規定による許可申請」に係る変更について
- 議案第 6 号 「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定について
- 議案第 7 号 農用地あっせん申出について
- 議案第 8 号 荒廃農地に係る非農地判断について

その他

1 出席委員

農業委員

1 番 蓑 田 六 雄	2 番 松 木 茂 久	3 番 田 中 健 一
4 番 西 山 昭 二	5 番 澤 山 建 志	6 番 西川路 利 広
7 番 徳 留 博 昭	8 番 田 代 繁 樹	9 番 永 吉 正 文
10 番 内 蘭 光 弘	11 番 西 村 久 則	12 番 徳 留 幸 信
13 番 井 手 康 則	14 番 奥 村 祐 樹	15 番 井 元 清八郎
16 番 前 田 真津美	17 番 生 川 裕 也	18 番 濱 田 保
19 番 川 畑 ゆりえ		

農地利用最適化推進委員

36 番 上 赤 政 行

1 小委員長

1 3 番 井 手 康 則

1 欠席委員

なし

1 遅刻委員

なし

1 早退委員

なし

1 当議事に参与する出席者

指宿市農業委員会事務局長

主幹兼農地総務係長

農地総務係主査

振興係長

振興係主査

振興係主事補

人・農地プラン推進室長

人・農地プラン推進室主幹兼推進係長

西 村 里 志

堀之内 秀一郎

東 川 善 久

吹 留 義 輝

向 吉 真 一

今 吉 蓮 樺

嶺 元 和 仁 (農業委員会事務局参事)

前 田 昭 市 (農業委員会事務局振興担当主幹)

1 当議事書記

指宿市農業委員会事務局主幹兼農地総務係長

堀之内 秀一郎

1 開会	午後2時00分
事務局	全員、ご起立願います。 一同礼。 指宿市農業委員会憲章の唱和をいたします。 (唱和) ご着席ください。
議長	ただいまの出席人員は、定足数に達しておりますので、これより第3回指宿市農業委員会を開会いたします。 本日の議事録署名委員に「7番委員」と「8番委員」を指名いたします。 早速、議題に入ります。 報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。 事務局に説明を求めます。
事務局	報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知についての説明をいたします。 議案書の1ページをお開きください。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 以下については、お目通しください。
議長	ただいま、事務局の説明のとおりであります。 次に、議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、所有権移転分を議題といたします。 事務局に議案の説明を求めます。
事務局	議案書の5ページをお開きください。 今月の議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、所有権移転分は3件でございます。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 以下については、お目通しください。 今月の所有権移転分につきましては、経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると思われます。 皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	ただいま、事務局の説明のとおりであります。 それでは、議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、所有権移転分についてご審議願います。 ご質疑、ご意見はございませんか。
15番委員	2番について、対価が0円の理由を教えてください。

事務局	いとお同士で長く賃貸借していたため、贈与にしたとのこととです。
15番委員	分かりました。
議長	ほかにご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第1号のうち所有権移転分については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。
	よって、議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、所有権移転分については、原案のとおり承認することに決定いたします。
	次に、議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、利用権設定分を議題といたします。
	事務局に議案の説明を求めます。
事務局	今月の議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、利用権設定分は、議案書の6ページから18ページまでの30件で、うち新規が27件、再設定が3件となっています。 また、農地中間管理機構への貸付分3件と農地中間管理機構からの借受分3件は重複しています。 それでは、議案書の6ページをお開きください。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 以下については、お目通しください。 なお、18ページの総合計は93筆、137,937㎡、農地中間管理事業の重複分を除くと、66筆、96,049㎡となっています。 今回の利用権設定分につきましては、全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	ただいま、事務局の説明のとおりであります。 それでは、議案第1号のうち、利用権設定分の1番から3番についてご審議願います。 この1番から3番については、新規就農者2名に関する案件で、営農状況等の調査を地区担当委員が行っておりますが、担当委員による報告とはせず、事務局からの報告に変えて進行いたします。 それでは、事務局に報告を求めます。
事務局	それでは、新規就農者について、事務局から報告いたします。

議長

申請者，土地の所在地，地目，面積等については，議案にお示しのとおりです。

１番と２番につきましては，１３番委員と３２番委員に調査を行っていただきました。

申請人は，会社員でしたが，農家である義父の姿を見て，自分も農業をしたいと思い，このたび新規就農者となりました。

農機具等は，義父のものを借用し，栽培技術，機械の操作については，義父から教わるため問題はありません。

栽培品目としては，オクラ，ソラマメを中心に年間販売高１，０００万円を目指しています。

作業に従事するのは，基本的に本人とその両親ですが，今後は雇用を考えているとのこと。

なお，営農計画書を資料の１ページに添付していますので，ご参照ください。

３番につきましては，１６番委員と３５番委員に調査を行っていただきました。

申請人は，サラリーマンでしたが，定年退職を機に新規就農者となりました。

農機具等は親のものを借用し，栽培技術，機械の操作については，親の手伝いをしていたため問題はありません。

作業に従事するのは基本的に一人で，栽培品目としては，オクラ，エンドウ，南瓜を中心に年間販売高２００万円を目指しているとのこと。

なお，営農計画書を資料の２ページに添付していますので，ご参照ください。

以上，報告いたします。

ただいま，事務局の報告のとおりであります。

それでは，議案第１号のうち，利用権設定分の１番から３番についてご審議願います。

ご質疑，ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第１号のうち，利用権設定分の１番から３番については，原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって，議案第１号のうち，利用権設定分の１番から３番について

	は、原案のとおり承認することに決定いたします。
	次に、利用権設定分の４番から１８ページ３０番までは、一括審議願います。
	ご質疑、ご意見はございませんか。
１５番委員	１５番の賃借料が高い理由と２０番から２４番が使用貸借の理由を教えてください。
事務局	まず、１５番については、ハウス込みの金額のためです。
	２０番から２４番については、すべて荒廃地であるためです。
１５番委員	分かりました。
議長	ほかにご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第１号のうち、利用権設定分の４番から３０番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。
	よって、議案第１号のうち、利用権設定分の４番から３０番については、原案のとおり承認することに決定いたします。
	次に、議案第２号「農地法第３条の規定による許可申請」に係る決定についてを議題といたします。
	これにつきましては、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。
小委員長	９月１０日、転用調査時に、私と７番、３６番委員と事務局３名の計６名で、現地聞き取り調査を行いましたのでご報告いたします。
	申請に基づき、現地確認と聞き取り調査を行った結果、いずれの譲受人も意欲的に営農に取り組んでおります。
	１番から６番は売買、７番は知人への贈与、８番は子への贈与による申請で、贈与税のことも理解しているとのことでした。
	いずれの申請地も、面的にまとまった農地を分断するようなこともなく、周辺への影響もないと思われます。
	以上の案件に係る、農地法第３条第２項の各号の判断につきましては、別添の農地法第３条調書のとおりでございますが、全ての案件について、前述の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたします。
	最後に農地法第３条調書、位置図、字図につきましても、資料の４ページから３２ページに添付していますので、ご参照いただきまして、ご審議の程よろしく願います。

議長	現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。 それでは、議案第2号のうち、1番についてご審議願います これにつきましては、新規就農者に関する案件であり、営農状況等の調査を地区担当委員が行っておりますが、担当委員による報告とはせず、事務局からの報告に変えて進行いたします。 それでは、事務局に報告を求めます。
事務局	番号1番につきまして、9月7日に会長と15番委員に調査を行っていただきました。 申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。 申請人は、今回売買による農地取得により、30aを超えることから、新規就農者となります。 申請人は、以前から建設業をしながら農業を営んでおりました。 申請人は、[REDACTED]の指定管理者をしており、そこに出荷をしておりますが、[REDACTED]のさらなる販売力向上のため、今後多品種の甘藷や野菜を販売するなど、目標年間販売高約200万円を目指しております。 農機具等については、トラクター、管理機などを所有しており、長く使用していることから操作等の問題ありません。 なお、営農計画書を資料の3ページに添付していますので、ご参照ください。 以上、報告のとおり申請人は意欲的に営農に取り組んでいると判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	ただいま、事務局の報告のとおりであります。 それでは、議案第2号のうち、1番についてご審議願います。 ご質疑、ご意見はございませんか。
2番委員	申請地の隣の[REDACTED]の地目は何ですか。
事務局	宅地になります。以前5条許可をした場所です。
2番委員	所有者は、申請人の関係者ですか。
事務局	所有者は、申請人の息子で、一般住宅で5条許可をしております。
2番委員	分かりました。
議長	ほかにご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第2号のうち1番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。

	よって、議案第2号のうち1番については、原案のとおり承認することに決定いたします。
	次に、議案第2号のうち2番から20ページ7番をご審議願います。 ご質疑、ご意見はございませんか。
4番委員	3番について、譲受人の方は養豚業の方だと思いますが、申請地が住宅街の近くですので、作物は何を作る予定ですか。
事務局	現地調査の聞き取りでは、飼料を作付けすることでした。
4番委員	養豚のことは詳しくないのですが、養豚でも飼料が必要なのですか。
3番委員	養豚でも整腸のため、牧草を与えることがあるそうです。
4番委員	分かりました。
議長	ほかにご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第2号のうち2番から7番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。
	よって、議案第2号のうち、2番から7番については、原案のとおり承認することに決定いたします。
	次に、議案第2号の8番についてご審議願います。
	これにつきましては、会議規則第25条の規定に基づき、11番委員の退席を求めます。
	(11番委員の退席確認)
	ご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第2号のうち8番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。
	よって、議案第2号のうち8番については、原案のとおり承認することに決定いたします。
	(11番委員の復席確認)
	次に、議案第3号農業振興地域整備計画の一部計画変更のうち、用途区分変更申出の意見決定についてを議題といたします。
	これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。
小委員長	これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報

告いたします。

番号1番ですが、申請人、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。事業目的は、農業用施設堆肥舎です。

資料の33ページをお開きください。

申請地は、[REDACTED]から南西へ180m行った農用地区域内農地で、東は市道、それ以外は畑に接しています。

農地区分・許可事項については、農用地区域内農地ではありますが、不許可の例外である農用地利用計画指定用途に該当します。

事業計画者は、畜産業を営んでおり、経営拡大による堆肥施設の容量不足のため、申請地に堆肥舎を建設する計画です。

代替地についても何箇所か検討しておりますが、いずれも事業計画を満たさず、利用集積や保全面、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

以上報告のとおり、小委員会では用途区分変更もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。

それでは、議案第3号のうち用途区分変更申出について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第3号のうち用途区分変更申出については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号農業振興地域整備計画の一部計画変更のうち、用途区分変更申出の意見決定については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第3号農業振興地域整備計画の一部計画変更のうち、除外申出の意見決定についてを議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

小委員長

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

番号1番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。事業目的は一般住宅です。

資料の34ページをお開きください。

	申請地は、 から西へ360m行った農用地区域内農地で、東は里道、西は畑、南は雑種地、北は5条許可地に接しています。 農地区分・許可事項については、農用地区域内の農地ではありますが、除外された場合、第1種農地の不許可の例外である集落接続施設に該当します。 事業計画者は、現在、借家住まいであることから、今回、申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。 代替地についても何箇所か検討しておりますが、いずれも事業計画を満たさず、利用集積や保全面、一般基準上の問題も特に認められませんでした。 以上報告のとおり、小委員会では除外もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。 それでは、議案第3号のうち除外申出について、ご審議願います。 ご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第3号のうち除外申出については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第3号農業振興地域整備計画の一部計画変更のうち、除外申出の意見決定については、原案のとおり承認することに決定いたします。 次に、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定についてを議題といたします。 これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。
小委員長	これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。 申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。 番号1番ですが、転用目的は、汚水処理施設です。 資料の35ページをお開きください。 申請地は、 から東へ360m行った農地で、東は宅地、それ以外は農道に接しています。 農地区分・許可事項については、農用地区域内の農地ではありますが、令和3年2月25日付で、農業用施設用地として用途区分変更がされて

	いることから、不許可の例外である農用地利用計画指定用途に該当します。 申請人は、畜産業を営んでおり、既存施設に隣接した申請地に汚水処理施設を整備する計画です。 土地の形状については現状で、土留工事を行う予定です。 隣接地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。 また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。 以上報告のとおり、小委員会では、転用もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。 現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。 それでは、議案第4号についてご審議願います。 ご質疑、ご意見はございませんか。
議長	
15番委員	東側は宅地になっていますが、申請者の自宅ですか。
事務局	東側の建物は、住宅でなく申請者の豚舎です。ここからの汚水を処理する施設を建設しようとするものです。
15番委員	分かりました。
議長	ほかにご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第4号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定については、原案のとおり承認することに決定いたします。 次に、議案第5号農地法第5条事業計画変更に係る承認についてを議題といたします。 これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。
小委員長	これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。 番号1番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。 資料の36ページをお開きください。 本案件は、令和3年5月25日開催の第35回委員会議案第3号1番

	で申請があり、許可を受けていた案件であります。 当初の目的であった一般住宅の建築について、申請人1名での事業計画でしたが、資金融資を実母と共同で受けることに伴い、申請人を2名へ変更したい旨の申請があったものです。 なお、土地の形状や周辺農地への影響については、前回計画と同じであることから問題ないものと判断されます。 また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。 なお、転用計画者が変更となることから、今回、新たに5条申請がなされ、本日、議案第6号にてご審議いただくこととなっております。 以上報告のとおり、小委員会では、事業計画変更もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。 それでは、議案第5号についてご審議願います。 ご質疑、ご意見はございませんか。
委員 議長	「なし」の声あり。 議案第5号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員 議長	「異議なし」の声あり。 ご異議なしと認めます。 よって、議案第5号農地法第5条事業計画変更に係る承認については、原案のとおり承認することに決定いたします。
小委員長	次に、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定についてを議題といたします。 これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。 これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。 申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。 まず番号1番ですが、転用目的は、資材置場です。 資料の37ページをお開きください。 申請地は、XXXXXXXXXXから西へ540m行った農地で、東は里道、西は原野、南は畑、北は山林に接しています。 農地区分・許可事項については、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地のその他の農地に該当します。 申請人は、土木・建築業を営む法人で、申請地を取得し、工事に伴う

資材置場として利用する計画です。

土地の形状については、2 mほど盛土し、土留工事を行う予定です。構造物の建築もなく、周囲はほとんど原野のため、営農への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号2番ですが、転用目的は、一般住宅及び通路です。

資料の38ページをお開きください。

申請地は、[]から南へ30 m行った農地で、東と南は畑、西は宅地及び畑、北は市道に接しています。

農地区分、許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は、現在、借家住まいであることから、申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状で、緩衝地を設けるため、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号3番ですが、転用目的は、一般住宅です。

資料の39ページをお開きください。

申請地は、[]から南西へ100 m行った農地で、東と西は畑、南は里道、北は市道に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は、現在、借家住まいであることから、申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状で、境界にブロックを積む予定です。隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号4番ですが、転用目的は、貸家です。

資料の36ページをお開きください。

申請地は、[]から南西へ140 m行った農地で、東は市道、西は畑、南は宅地、北は5条許可地に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される、用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用

途地域内農地に該当します。

申請人は、申請地の隣に居住しており、今回、父の介護が必要となったことから、申請地を取得し、両親への貸家を建築する計画です。

土地の形状については現状で、隣接地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号5番ですが、転用目的は、一般住宅です。

資料の40ページをお開きください。

申請地は、[]から東へ30m行った農地で、東と南は宅地、西は畑、北は市道に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される、用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

申請人は、現在、借家住まいであることから、申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については、盛土及び切土を行い、境界ブロックは設置済みです。隣接農地との間には緩衝地を設けることから、営農への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号6番ですが、転用目的は、太陽光発電施設です。

資料の14ページをお開きください。

申請地は、[]から南へ550m行った農地で、東は里道、西は公衆用道路、南は5条許可地、北は宅地に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は、県内に本店を置く電気設備の設計、施工などを行う法人で、事業の規模拡大を図るため、申請地を賃貸借し、太陽光発電施設を整備する計画です。

土地の形状については現状で、隣接する農地はなく、営農への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号7番ですが、転用目的は、一般住宅です。

資料の36ページをお開きください。

申請地は、[]から西へ220m行った農地で、東は市道、西と南は畑、北は宅地に接しています。

	農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される、用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。 申請人は、現在、借家住まいであることから、申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。 土地の形状については現状で、土留工事を行う予定です。隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。 また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。 以上報告のとおり、小委員会では、転用もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。 それでは、議案第6号についてご審議願います。 ご質疑、ご意見はございませんか。
委員 議長	「なし」の声あり。 議案第6号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員 議長	「異議なし」の声あり。 ご異議なしと認めます。 よって、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定については、原案のとおり承認することに決定いたします。
事務局	次に、議案第7号農用地あっせん申出についてを議題といたします。 事務局に議案の説明を求めます。 議案書の28ページをお開きください。 議案第7号農用地あっせん申出の売渡・貸付をご説明します。 今月は、売渡申出4件でございます。 （番号1を議案書どおり読み上げ説明） 以下につきましては、お目通しください。 なお、見取図、地籍図につきましては、資料の41ページから46ページに掲載しています。 続きまして、買受・借受希望をご説明します。議案書は29ページになります。 今月は、買受申出2件、借受申出3件でございます。 （番号1を議案書どおり読み上げ説明） 以上で説明を終わります。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

以上，事務局案として提案いたします。
皆様のご審議をお願いいたします。
ただいま，事務局案が発表されました。
それぞれ各委員は，よろしいでしょうか。

委員
議長

(各委員了解あり)
それでは，議案第7号は原案のとおり承認することとし，あつせん委員は，事務局案のとおり決定いたします。

次に，議案第8号荒廃農地に係る非農地判断についてを議題といたします。

事務局

事務局に議案の説明を求めます。
議案第8号荒廃農地に係る非農地判断についての説明をいたします。
議案書は30ページから32ページになります。
今回の対象地域は，田之畑，道上地区周辺になります。
(番号1を議案書どおり読み上げ説明)

以下については，お目通しください。

今回の非農地判断につきましては，農地法第30条に基づく利用状況調査及び農地パトロール実施要領に基づく荒廃農地調査により，農地に復元して利用することが困難と見込まれる土地として分類された農地について，農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当するか否かの判断を行うため，先月，事務局で現地確認の再調査を行いました。

その結果，議案書に記載の農地は森林の様相を呈しているなど，農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれることから，農地に該当しない土地であることが確認されました。

よって，37筆，29，985㎡の農地につきましては，農地に該当しない土地，いわゆる非農地としての判断について，承認を求めるものです。

なお，非農地判断後に農地復元等が確認された場合は，改めて農地台帳に登載することとなります。

議長

以上で説明を終わります。皆様のご審議をよろしく申し上げます。
ただいま，事務局の説明のとおりであります。
それでは，議案第8号について，ご審議願います。
ご質疑，ご意見はございませんか。

委員
議長

「なし」の声あり。
議案第8号については，原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第8号荒廃農地に係る非農地判断については、原案のとおり承認することに決定いたします。 本日の議題は、これで終了いたしました。 他にございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	他になければ、その他に入ります。 その他について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、その他についてご説明いたします。33ページをご覧ください。 その他（議案書33ページを参照して説明） 1. 一時使用届出について 2. 9月の行事報告 3. 10月の行事予定等 4. その他
議長	他にございませんか。
3番委員	市民の方から農地の管理についてお願いがありました。甘藷を作付けしている畑で作付けしているのか、草が生えているのかわからないような畑があるとのことで、周りに迷惑が掛からないようしっかり管理をしてほしいとのことでした。
16番委員	私の担当地区でもそのよう畑があり、耕作者の方へ管理のお願いに行ったら、減農薬、無農薬で耕作していると言われたことがありました。
3番委員	減農薬、無農薬の場合でも、周りの方に迷惑が掛からないように皆さんも指摘をしてほしいと思います。
議長	他にございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	他にないようですので、本日の委員会に付議されました案件は全て終了いたしました。 これをもって、第3回指宿市農業委員会を閉会いたします。
事務局	全員ご起立願います。 一同礼。 (閉会 午後3時25分) 指宿市農業委員会会長 蓑田 六雄

議事録署名委員 7 番委員

議事録署名委員 8 番委員